

# 子育て世帯の生活を支援するために 一時金を支給します！



## 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付を除く)の受給者の方に支給します。

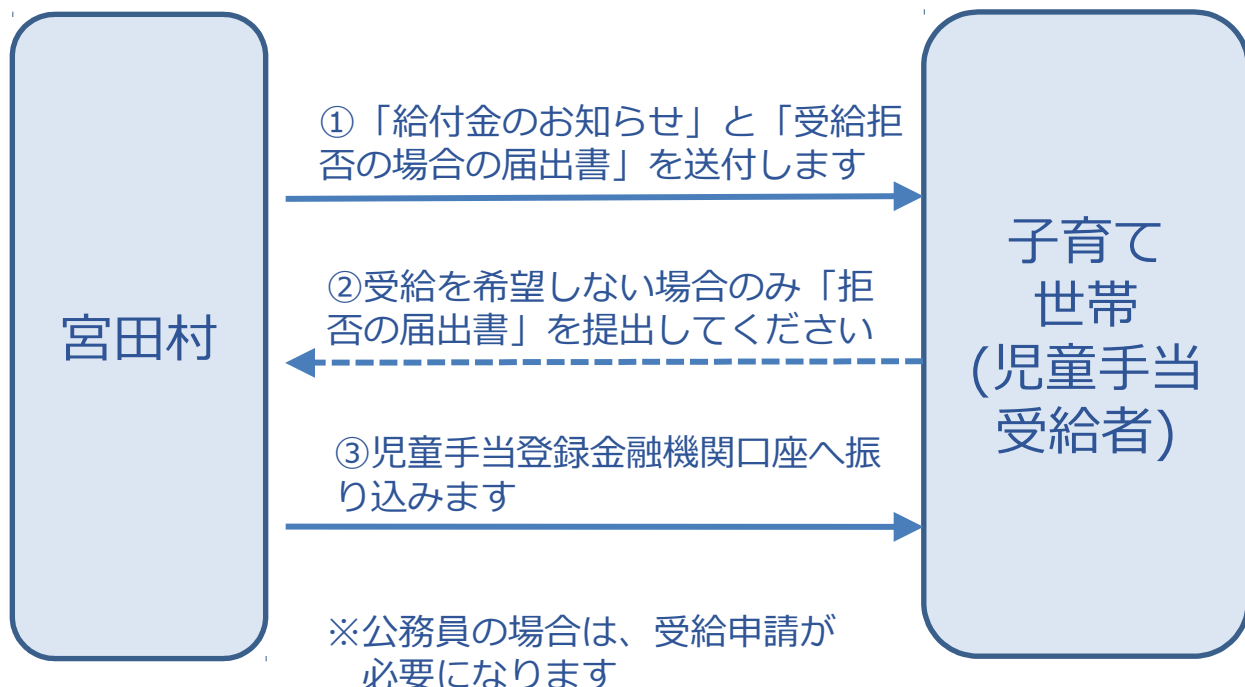
対象児童1人につき、1万円です。

※実施主体は、令和2年3月31日時点での居住市町村です。

※「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(特例給付を除く)を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対する臨時特別の給付金(一時金)です。

**原則、申請は不要です。**

**宮田村では、6月中に支給する見込みです。**



# Q & A

## Q. 誰が支給対象者になりますか？

A. 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（特例給付を除く）の支給を受けている方です。対象児童は、平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子となりえます。



## Q. いつ頃振り込まれますか？

A. 6月中に振込ができるよう準備をしています。6月以降になる場合は再度ご通知いたします。

## Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

## Q. 公務員への支給方法はどちらになりますか？

A. 公務員については、所属庁から支給対象者である証明を受けた上で、本人が居住市町村に申請してください。

お問い合わせは



宮田村役場 福祉課保健予防係

（すこやか福祉センター内）

電話：0265-85-4128

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに宮田村から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに宮田村すこやか福祉センター又は最寄りの警察署にご連絡ください。